

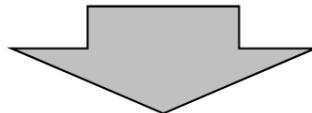
## 「長野県合同災害支援チーム」による被災県等への支援の概要について

資料 1

長野県危機管理部  
危機管理防災課

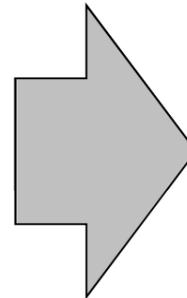
### 1 「第1回県と市町村との協議の場」の開催 (平成23年6月3日)

- 1 長野県北部の地震と東日本大震災を通して見えてきた課題と対応について意見交換。  
大規模災害の広域応援については、  
(1) 様々な被害を想定し、県と市町村が一体となって支援の仕組みを考えることが大切。  
(2) 支援を行う上でのルール化が必要。
- 2 対応  
長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村に対し、県と市町村が一体となった支援を行う体制を構築する必要がある。⇒ 実務者レベルで検討を行う。



### 2 支援体制に関する検討状況

- 1 「実務者検討会」での検討  
平成23年7月～11月の4回にわたり、市町村代表、市長会、町村会及び県で構成する実務者検討会において、支援体制に関する検討を行った。
- 2 「検討状況に関する中間報告」  
平成23年11月4日「第2回県と市町村との協議の場」で、検討状況を報告した。
- 3 「代表市町村会議」での検討  
実務者検討会の結果を受け、平成24年1月以降、県と代表市町村で支援体制に関する基本方針について、検討を行っている。



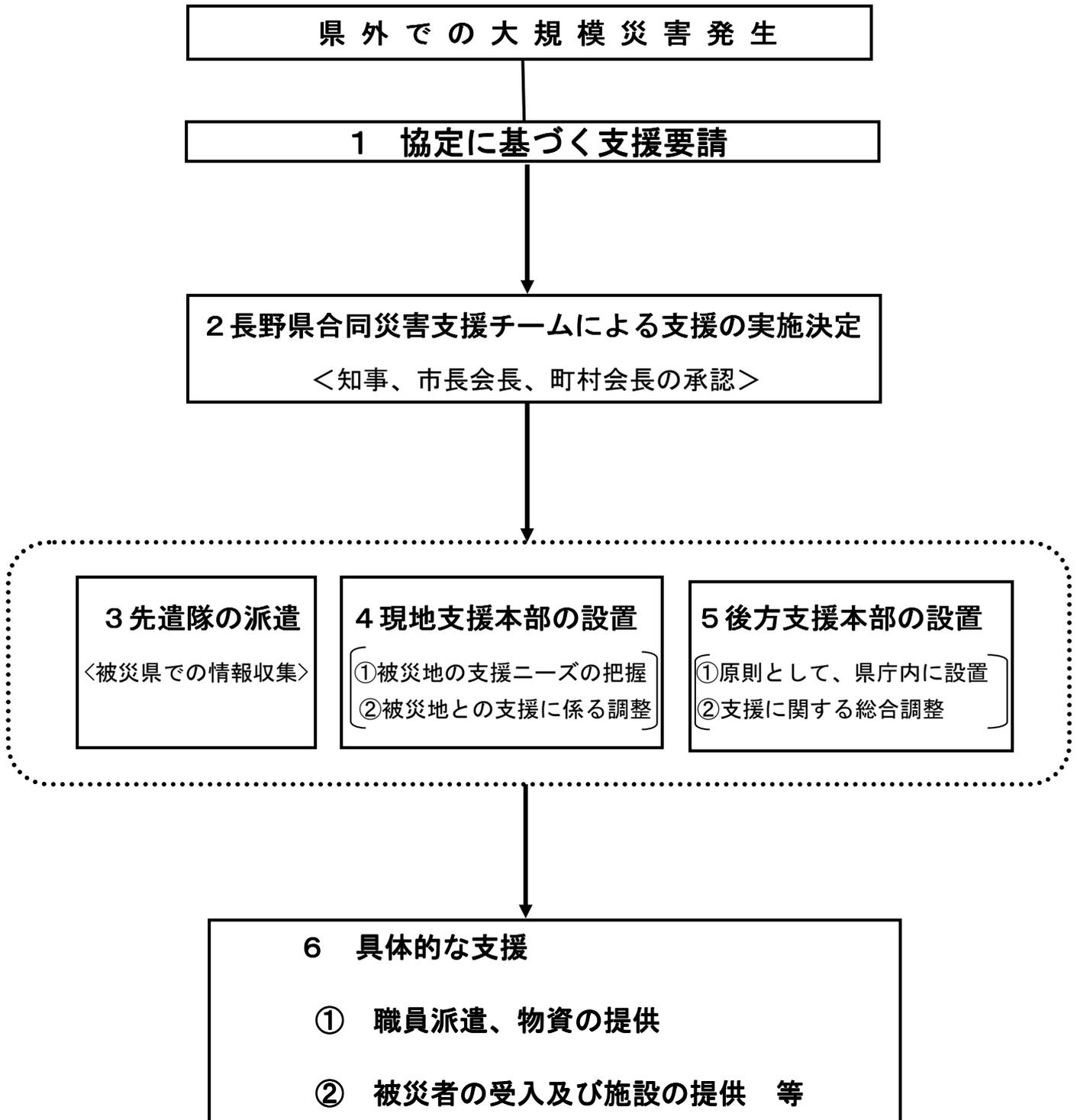
### 3 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針(案)【別添資料1】

- 1 趣旨  
長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村に対して、県と県内の市町村が一体となって迅速かつ的確な支援を行う。
- 2 支援を行う被災県等  
全国知事会、中部圏知事会、関東地方知事会等の協定に基づき支援することとなった被災県等とする。
- 3 支援の実施及び終了の決定  
県知事、県市長会長、県町村会長の承認を得る。
- 4 支援の方法
  - (1) 先遣隊の派遣
    - ① 県職員2名とブロックを代表する市町村職員2名 (計4名) で構成
    - ② 被災県等における情報収集
  - (2) 現地支援本部の設置
    - ① 被災県等の支援ニーズの把握、支援に関する調整
    - ② 支援の状況に応じて、県・市町村職員を派遣
  - (3) 後方支援本部の設置
    - ① 原則として県庁内に設置
    - ② 長野県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員で構成
    - ③ 支援に関する現地や県内市町村間の調整
  - (4) 主な支援の内容
    - ① 職員派遣、物資の提供
    - ② 被災者の受入、施設の提供等

### 4 今後の対応

知事、市長会長及び町村会長による三者協定を平成24年末をめどに締結。【別添資料2】

# 長野県合同災害支援チームによる支援の流れ



## 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針（案）

## 第1 総 則

## 1 目 的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語の意義

## (1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

## (2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

## (3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

## (4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

## (5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

## (6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

## 第2 被災県等への支援

## 1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等。

- (1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）
- (2) 「災害応援に関する協定書」（中部圏知事会）
- (3) 「震災時等の相互応援に関する協定書」（関東地方知事会）
- (4) 「災害時の相互応援に関する協定書」（新潟県）
- (5) 県が新たに締結する災害時応援協定

## 2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

- (1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- (2) 被災者の受入及び施設の提供
  - ① 県内医療機関での傷病者の受入
  - ② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- (3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

## 3 支援の実施又は終了の決定

- (1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。
- (2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

## 第3 支援体制の整備

### 1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

### 2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。  
なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
  - ① 被災県等との連絡体制の確立
  - ② 被災県等の支援ニーズの把握
  - ③ 被災県等での職員、物資等の受入調整
  - ④ 広域避難を実施する場合の調整
  - ⑤ 被災県等に対する支援の実施
  - ⑥ その他、支援に必要な業務
- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

### 3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

(1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。

(2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。

(3) 後方支援本部の業務

- ① 現地支援本部との連絡体制の確立
- ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
- ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
- ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
- ⑤ 費用精算業務
- ⑥ その他支援に必要な業務

(4) 調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

- ① 支援方針
- ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
- ③ 支援の終了
- ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

## 第4 県及び市町村において実施する事項

### 1 県が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) その他支援に必要な事項

### 2 代表市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) ブロック内の連絡体制の整備
- (5) その他支援に必要な事項

### 3 代表市町村以外の市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
- (3) その他支援に必要な事項

## 第5 その他

### 1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

### 2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

### 3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

# 「長野県合同災害支援チーム」 運営マニュアル

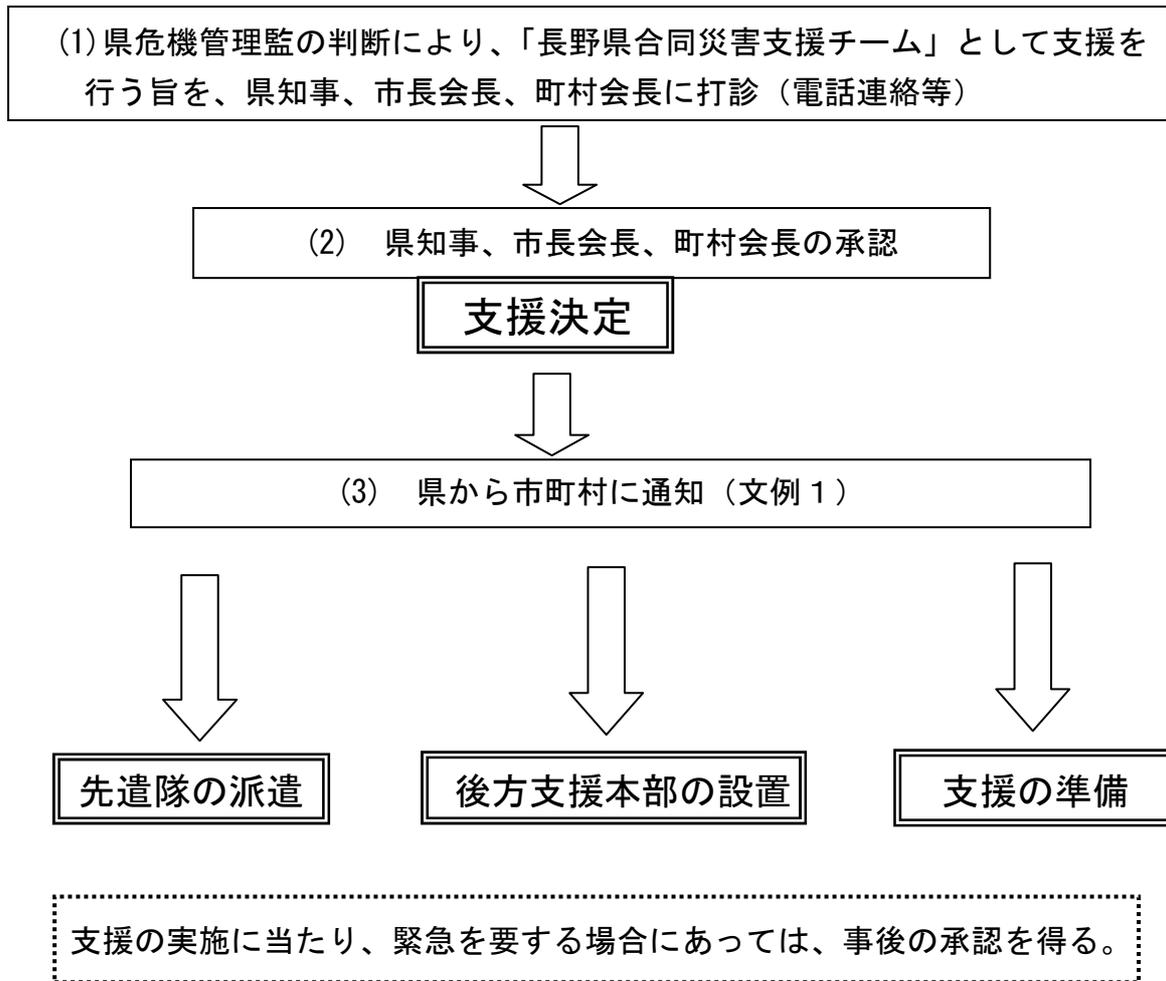
必要に応じて随時見直す

平成 24 年 10 月 23 日現在

長野県危機管理防災課

## <基本方針第2の3 支援の実施又は終了の決定について>

### 1 支援決定のプロセス



### 2 支援終了のプロセス

支援の終了については、調整会議で調整の上、危機管理監が知事等の承認を得て、市町村に通知する。（文例2）

### 3 県から市町村への支援実施の決定通知（文例1）

年月日

市町村長 様

長野県知事       ○ ○  
長野県市長会長   ○ ○  
長野県町村会長   ○ ○

（被災県・市名）への支援決定について(通知)

（被災県・市名）に対し、「長野県合同災害支援チーム」で支援することとしましたので、下記のとおり対応をお願いします。

記

1 先遣隊の派遣

先遣隊派遣当番ブロックでは、県と調整の上、先遣隊を派遣してください。

2 後方支援本部の設置

次のとおり後方支援本部を設置しますので、各ブロック1名の職員を派遣してください。

(1)設置場所：○ ○

(2)参集日時：年月日 ○時

3 各市町村では、（被災県・市名）への支援について御配意願います。

### 4 県から市町村への支援終了の決定通知（文例2）

年月日

市町村長 様

長野県知事       ○ ○  
長野県市長会長   ○ ○  
長野県町村会長   ○ ○

（被災県・市名）への支援終了について(通知)

年月日から支援を実施している（被災県・市名）に対する支援を、年月日で終了することとしますので、通知します。

## <基本方針 第3の1 先遣隊の派遣について>

### 1 先遣隊を派遣するケース

- (1) 被災県等の要請に基づく場合→支援決定後に派遣
- (2) 被災状況により、危機管理監が必要と判断した場合→支援決定を待たずに派遣
- (3) 協定に基づく一定以上の災害が発生した場合  
(現在は、中部圏知事会の協定のみ→震度7以上の地震の発生、被災県市と連絡が取れない場合) →支援決定を待たずに派遣

### 2 先遣隊派遣の連絡・調整

先遣隊派遣決定後、危機管理防災課から、派遣方法（派遣車両、派遣ルート等）について当番ブロック代表市町村若しくはブロックを代表する市町村へ電話で連絡し調整を行う。

### 3 先遣隊派遣当番ブロック

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 . . . . .
佐久	上小	北安曇	長野	北信	. . . . .
上伊那	諏訪	飯伊	木曾	松本	. . . . .

### 4 先遣隊の派遣期間

- (1) 現地支援本部の設置までの期間とする。
- (2) 市町村の実情に応じて、派遣職員を途中で交替させることは可能。

### 5 派遣方法

被災地の位置、道路状況等を検討し、その都度調整する。

(例) 24年度当番ブロック→佐久 上伊那

- ①群馬県が被災→県庁車1台(2名) 佐久ブロック車1台(2名)
- ②岐阜県が被災→県庁車1台(2名) 上伊那ブロック車1台(2名)
- ③新潟県が被災→佐久・上伊那から県庁集合、県庁車2台(4名)

## 6 使用車両

危機管理部又は市町村保有の緊急自動車を使用する。

\* 緊急自動車が使用できない場合は、緊急通行車両確認証明書が必要

## 7 装備品

区 分	品 名	数量等	備 考
通信機器	衛星携帯 パソコン デジタルカメラ 個人（公用）携帯	2台 1台 2台	
長野標章	車両ステッカー ビブス	4組 6着	
生活用品	簡易トイレ 毛布 シュラフ ブルーシート 卓上コンロ、やかん、なべ 救急セット 紙コップ 割り箸	280個 10枚 4組 4枚 各1個 2組 適宜	
生活用品	ごみ袋 使い捨てカイロ（冬期） 着替え、雨具	適宜 適宜 適宜	個人
その他	ラジオ 地図（道路地図） ガソリン携行缶 ヘルメット 軍手 マスク 飲料水・食料品	2個  2個  適宜 適宜 適宜	個人

## <基本方針 第3の2 現地支援本部の設置について>

### 1 現地支援本部の設置場所

- (1) 被災県災害対策本部と調整
- (2) 被災市町村で設置することになった場合は、被災市町村と調整

### 2 現地支援本部の組織

責任者は県職員をあてることとし、支援状況、支援内容に応じて定める。

(例) 本部室（業務の全体調整、後方支援本部との連絡調整）

- └ ○○市班（○○市災害対策本部との調整及び支援）
- └ ○○町班（○○町災害対策本部との調整及び支援）

### 3 現地支援本部の装備

- (1) 衛星携帯電話2台 → 先遣隊装備を使用（必要に応じて増設）
- (2) パソコン1台 → 先遣隊装備を使用（必要に応じて増設）
- (3) プリンター 1台
- (4) 現地派遣職員のビブス
- (5) 宿泊用品（敷き布団、毛布、シーツ等）
- (6) 現地での移動用車両
- (7) その他、先遣隊装備品を使用するほか、必要な装備については後方支援本部と調整の上配備する。

### 4 現地支援本部設置後の職員派遣

- (1) 現地支援本部で人的支援ニーズを把握
- (2) 後方支援本部で市町村と調整の上、派遣職員を決定
- (3) 派遣方法：借り上げバス  
各市町村の公用車・・・等

## <基本方針 第3の3 後方支援本部の設置について>

### 1 後方支援本部の設置場所

- (1) 原則として県庁内に設置する。
- (2) 県庁外に設置する場合は、被災県等の所在地と支援の必要状況に応じて、県危機管理監が判断し、支援を実施するに適する施設を選択して設置する。

### 2 後方支援本部の組織

- (1) 責任者は県危機管理監をもってあてる。
- (2) 県職員については、危機管理部職員をもってあてるほか、必要に応じて、関係する部局の職員をもってあてる。
- (3) 市町村職員については、本部の立ち上げの際には、各ブロックから職員1名を派遣し、計10名をもって、構成する。

### 3 後方支援本部での調整方法

- (1) 職員派遣
  - ① 被災県等からの県職員の派遣依頼に対しては、県において調整を行う。
  - ② 被災県等からの市町村職員の派遣依頼に対しては、後方支援本部内で協議し、各ブロックへの割当て人員等の調整を行う。
  - ③ 各ブロック内の市町村ごとの割当て人員等の調整については、後方支援本部の当該ブロック市町村において、調整を行う。
  - ④ 現地への職員の派遣方法等については、後方支援本部内で調整する。
  - ⑤ その他、特に調整が必要な場合は、調整会議で調整する。
- (3) 物資の提供
  - ① 県及び市町村は、提供可能な物資について、あらかじめ把握をする。
  - ② 被災県等からの物資の提供依頼に対しては、事前に把握している県及び各市町村の備蓄状況を勘案の上、後方支援本部内で協議、調整を行う。
  - ③ 物資の運送手段、運送ルート等については、現地支援調整本部と後方支援本部で調整を行う。
  - ④ その他、特に調整が必要な場合は、調整会議で調整する。

## 後方支援本部調整会議設置要綱

(設 置)

第1条 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援体制に係る基本方針第3の3の

(4)の規定に基づき、後方支援本部に調整会議を設置する。

(調整会議の業務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について調整を行う。

(1) 支援方針

(2) 現地支援本部及び後方支援本部の体制（特に調整が必要となる場合）

(3) 支援の終了

(4) その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

(構成員)

第3条 調整会議の構成員は、長野県危機管理監、長野県市長会事務局長、長野県町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員をもって充てる。

(会 長)

第4条 調整会議の長は、長野県危機管理監をもって充てる。

(会 議)

第5条 調整会議は必要に応じ会長が招集する。

2 構成員は、必要があると認めるときは、会長に調整会議の招集を求めることができる。

3 調整会議を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議 事)

第6条 調整会議の議事は、会長が主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、県関係部局職員及びその他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第7条 会長は、調整会議の記録を作成しておかなければならない。

(庶 務)

第8条 調整会議の庶務は、長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年 月 日から施行する。

# 「長野県合同災害支援チーム」による支援時の経費の負担について

## 1 被災県へ求償できるもの（災害救助法が適用された場合）

### （先遣隊）

- ①先遣隊が使用する車両の燃料代
- ②衛星携帯電話、公用携帯電話の使用料
- ③ホテル等へ宿泊する場合の宿泊費
- ④派遣職員の超過勤務手当（給与は対象外）

### （現地支援本部）

- ①現地支援本部が使用する車両の燃料代
- ②衛星携帯電話、公用携帯電話の使用料
- ③ホテル等へ宿泊する場合の宿泊費
- ④派遣職員の超過勤務手当（給与は対象外）
- ⑤現地支援本部へ支援職員を輸送する場合の輸送費
- ⑥現地支援本部の運営に要する物品（パソコン、コピー機等）の借り上げ料

### （後方支援本部）

- ①市町村等から後方支援本部（原則として県庁に設置）への燃料代、交通費等
- ②衛星携帯電話、公用携帯電話の使用料
- ③後方支援本部職員の宿泊費
- ④派遣職員の超過勤務手当（給与は対象外）
- ⑤支援物資の購入費及び輸送料
- ⑥被災者受け入れに要する費用
- ⑦後方支援本部の運営に要する物品（パソコン、コピー機等）の借り上げ料
- ⑧県、市町村から被災県に送付する物資の県内集積のための輸送料

2 県及び市町村で負担すべきもの

①県

派遣した県職員の給与費

派遣した県職員の事故等に対する補償

②派遣元市町村

派遣した市町村職員の給与費

派遣した市町村職員の事故等に対する補償

3 個人で負担すべきもの

①職員の食事代

②その他個人の消耗品等

長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書(案)

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 年 月 日から適用する。

平成 年 月 日

甲 住所

長野県知事

乙 住所

長野県市長会長

丙 住所

長野県町村会長